

給実甲第1246号

平成30年3月30日

人事院事務総長

給実甲第609号の一部改正について（通知）

給実甲第609号（俸給の調整額の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、平成30年4月1日以降は、これによってください。

記

規則別表第1第1号の2関係を規則別表第1第1号の3関係とする。

規則別表第1第7号関係第1項、第6項及び第9項、規則別表第1第8号関係第3項、規則別表第1第10号関係第4項及び第13項、規則別表第1第12号関係並びに規則別表第1第13号関係第6項中「規則別表第1第1号の2関係」を「規則別表第1第1号の3関係」に改める。

以 上